

最高裁判の特別抗告棄却策動を許さない

裁判とは…

狭山差別

狭山差別裁判は、国家権力のデッチ上げた恐るべき暗黒の差別裁判です。

一九六三年五月一日、埼玉県狭山市で起つた女子高校生誘かい殺人事件で、警察権力は、身代金引渡し現場に現われた犯人を包囲しながらもとり逃し、人質を死に追いやり、世論の厳しい批判にさらされました。時は、六〇年安保をめぐつて岸内閣が倒され、六五年日韓条約制定（韓国への本格的侵略）にむけて「六二年は警備公安警察の強化が進められるうちに暮れる」と云われる状況でした。

こうしたなかで、何としても威信回復を迫られた警察権力は、全くの予断と偏見に基づいて、狭山市内の二つの被差別部落に見込み捜査を集中していました。五月二三日、部落青年石川一雄さんを別件逮捕し、以後一ヶ月、部落差別からの貧乏ゆえに小学校にしか行つていらない石川さんにつけこんでごう問・強制・脅迫・誘導と、あらゆる手段をつかつて、うその「自白」・「物証」をデッチあげたのです。

東京高裁で、控訴審がはじまつた第一回公判において、石川さんは「俺は善枝ちゃんを殺していない。このことは弁護士さんにもまだ話していない」と初めて真実の叫びをあげました。

真実の暴露を恐れる権力はそれ以降も石川さんや弁護団の主張を一切無視・抹殺し「被差別部落＝悪の温床」とする差別判決で、七四年に高裁「無期」判決、八〇年に再審棄却、と二一年間もの長い間、石川さんの青春を奪い、その怒りと口惜しさを鉄格子でおし殺してきているのです。一日も早くこの暗黒差別裁判をうち破り、石川さんをとりもどさなければなりません。

一審浦和地裁は、司法権力の権威を守るためにみせしめとして、わずか六カ月の審理で「死刑」のデータラメな反動判決を下したのです。



集会は、大雪のために西日本の解放同盟の大部隊が、残念ながらも会場に到着できないというア

八〇年二月七日東京高裁による再審棄却から四年、狭山特別抗告審闘争をめぐつて、最高裁による特別抗告棄却策動の切迫のなかで、「2・7狭山再審棄却四カ年糾弾・特別抗告審闘争勝利 中央総決起集会」が開催されました。

石川さんの闘魂をわがものとしよう

クシデントにもかかわらず、明治公園をいっぱいにうめて、定刻十三時に開会されました。とりわけ、獄中二回目の新年を迎えた石川一雄さんの「最後の血の一ときまで闘いぬく」との不退転の決意がこめられたアピールは、参加者全員の胸をうつものでした。動労千葉からも石川さんに連帯し、青年部各支部代表三百名が部落解放同盟千葉県連と共に参加、力いっぱい新宿までのデモを貫徹しました。

八一年三月三〇日の「特別抗告審申立て」以来、現在まで二年十カ月を経過しています。これは極めて異例の長期間と言えます。獄中の石川さんと、狭山弁護団の闘い、そして、それを支える全人民の決起が、日帝最高裁をして早期棄却策動を挫折しめてきたのです。狭山庄殺攻撃とのギリギリのせめぎあいが現在闘われています。われわれは、今こそ無実の石川さんの怒りと闘魂をわがものとして、全力でたちあがらなければなりません。

2・7 狹山中央総決起集会ひらかる

動労千葉

84. 2. 15

No. 1564

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七〇七